

令和6年度 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会

令和6年 5月7日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業報告

【会務】

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 委員会
(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川水防連絡会と合同で実施)
 - ①日時: 令和5年4月28日(金)
 - ②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室
(Web会議システム併用開催)
 - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
 - ④議題
 - ・令和4年度 会務及び事業報告
 - ・令和5年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業報告】

1. 洪水対応演習
 - ①日時: 令和5年5月17日(水)
 - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を実施。
 - ③対象者: 国土交通省及び名古屋地方気象台

第2号 議案(共通) 令和6年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 委員会
(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川水防連絡会と合同で実施)
 - ①日時: 令和6年5月7日(火)
 - ②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室
(Web会議システム併用開催)
 - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
 - ④議題
 - ・令和5年度 会務及び事業報告
 - ・令和6年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 洪水対応演習
 - ①日時: 令和6年4月24日(水)
 - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
 - ③対象者: 国土交通省

豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会規約

第2章 役員

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う豊川及び豊川放水路の洪水予報業務に資するため、豊川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速、確実な連絡を図り、もって水害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、豊川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
2. 豊川及び豊川放水路洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
4. 水防に関する知識の普及を図ること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 委 員 若干名
4. 幹事長 1 名
5. 幹 事 若干名

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。

(委 員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるものの中から、会長がこれを委嘱する。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は豊橋河川事務所副所長をもってこれにあてる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は豊橋河川事務所流域治水課内に置く。
2. 事務局職員は豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台職員のうちから洪水予報担当者をもってあてる。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成10年6月3日から実施する。
この規約は平成13年1月6日から実施する。
この規約は平成14年6月12日から実施する。
この規約は平成15年6月9日から実施する。
この規約は平成17年5月23日から実施する。

豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 名古屋地方気象台長

委員 名古屋地方気象台防災管理官
陸上自衛隊第6施設群本部第2科長
愛知県警察本部警備部警備第二課長
愛知県建設局河川課長
愛知県防災局災害対策課長
豊橋市水防管理者(豊橋市長)
豊川市水防管理者(豊川市長)
新城市水防管理者(新城市長)
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長
(一財)河川情報センター名古屋センター所長

幹事長 豊橋河川事務所副所長

幹事 豊橋河川事務所流域治水課長
名古屋地方気象台水害対策気象官
愛知県建設部河川課主査
(一財)河川情報センター名古屋センター参事役

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
豊川	作手	つくで	愛知県新城市作手高里字木戸口	532
	新城	しんしろ	愛知県新城市富沢字広瀬	53

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
豊川	田口	たぐち	愛知県北設楽郡設楽町大字田口字シウキ	465
	布里	ふり	愛知県新城市布里字島貝津	180
	川合	かわい	愛知県新城市川合字内貝津	146

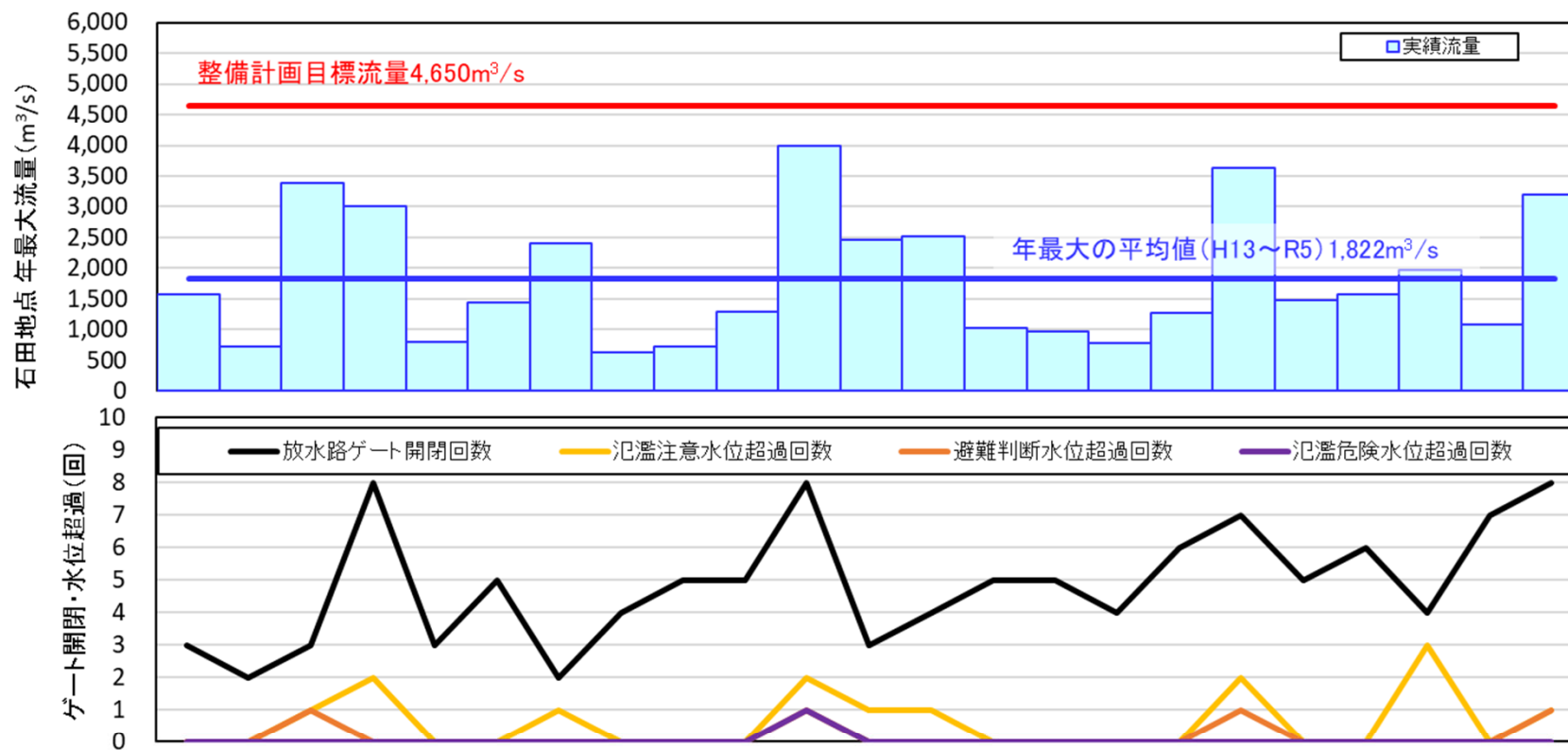
(3) 国土交通省水位観測所

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
豊川	石田	いしだ	左岸 27.6 km	愛知県 新城市 庭野	2.40	4.20	6.20	7.40	8.13
	当古	とうご	右岸 13.2 km	愛知県 豊川市 当古町	3.30	4.70	6.20	7.10	7.62
	放水 路第 一	ほうす いろだ いいち	右岸 6.6 km	愛知県 豊川市 柑子町	5.00	7.00	9.10	9.10	10.64

数値は量水標の読値：m

豊川放水路の令和5年度までのゲート開閉回数

- 平成最大となる平成23年9月洪水は、河川整備計画で河道整備の目標とする流量（河道整備流量）4,100m³/s（石田地点）に迫る3,991m³/sの出水である。
- 年最大実績流量の整理結果より、いずれの年も河川整備計画目標流量4,650m³/s（石田地点）を下回っている。
- 河川整備計画策定後の放水路ゲートの開閉回数は、2～8回で推移している。（令和5年度は8回）



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
放水路ゲート開閉回数(回)	3	2	3	8	3	5	2	4	5	5	8	3	4	5	5	4	6	7	5	6	4	7	8
氾濫注意水位超過回数(回)	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1
避難判断水位超過回数(回)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
氾濫危険水位超過回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0